

第八章 明治後期の社会生活

第一節 濃尾地震と市民生活

自然観察体制の整備としのびよる地震

明治二二年（一八八九）一〇月の市制施行で名古屋市が誕生し、翌二三年一一月には帝国議会開院の祝賀行事が各所で行われた。名古屋市会が発起した同月二九日の祝賀会では、末広座に来演中の中村鴈次郎が祝辞を朗読、祝宴の余興として盛栄・旭の両遊郭から芸妓連が繰り出し、その舞台装飾は同じく来演中の守田勘弥が一手に引き受けるといった計画であった。この行事のために青年たちは会場に神武天皇の肖像を建て、その頭上には一〇〇〇燭の電灯を点じた。また門前町では、町民一同が学校に集合して「兩陛下の万歳、国家万歳を唱え」て大祝宴を催すことになり、各戸は国旗・提灯を、大須観音真福寺の五重塔には万国旗を飾った。熱田町では町会議員が発起して、花屋台数台を造って町内を練り歩いたのち、神宮境内に設けた舞台で西川久吉の門弟一同が踊りを演じ、同所の芸妓がそろいの衣装で囃子方を務めるといった状況であった（『愛知新報』二三年一二月二七日、二九日）。「貴族門閥」に対する「平民平等」の時代の到来を祝す（同、二三・一一・二七）というものの、社会中上層の男性中心の祝賀行事が廓の女性を動員してにぎにぎしく行われるという趣向を見ないわけにはいかなかった。

しかしこのころ、この地方には頻繁に地震が発生し、また精密な地震の記録がとられはじめていたが、このことに注意を向ける人は多くはなかった。

わが国で気象観測がはじまったのは、八年六月、東京気象台においてであった。そして一六年にはそこで観測された暴風について各府県に警報として流されるようになった。県庁では、これを郡役所に伝えるとともに、各地の天候を報告させることにした。一八年には報告事項に地震が追加された。ここでまず注目しておきたいのは、このころから自然観察記録が綿密にとられるようになったということである。二〇年八月、県は県庁内に雨量計と簡易地震計を備えつけて自前の観測をはじめるとともに、訓令を発して、郡区役所に気象報告委員を設置させ、大風、暴雨、津波、洪水、地震、雷等の「天変地異八勿論平常ノ気候等二至ル迄苟モ気象二係ル事項八細大洩サス」報告することを求めた。さらに同九月には「気象報告心得」を傳達したが、その趣旨としては、気象は地域によって細かく異なるので、気象報告委員だけでなく住民も戸長役場も「平生ニ怠ラス茲ニ意ヲ注」（訓令甲第六八号）ぐこと、またこの事業の評価は「継続セル年月ノ長短ニ伴フ」ので中止、観測欠落が起こらないように念押ししている。観測すべき内容には、上記のような直接の気象だけでなく、渡り鳥、獣、昆虫等の動物の様子、花木、花草、禾穀等の植物の発育が含まれた。この観測記録は毎日気象日記に記載されるとともに、各一月分をまとめて報告することとなっており、県下の気象の月ごとの分析結果は『愛知県公報』に公表された。

こうした観測体制は整備されてきたが、災害も多くより高度な観測が望まれるようになった。二三年七月、市内南武平町に名古屋一等測候所（名古屋地方気象台の前身）が創設された。こうして観測された結果は蓄積され、そのなかで、地震回数の変化も記録されていた。

当時の記録によれば根尾谷断層地帯では、一八年から二二年末までに周囲の地域と比べて五倍の地震が発生しており、その後二四年一〇月の大地震までには一〇倍となっていた。うち強震だけでも、二〇年二月二日、二二年五月二日、二三年三月一九日の三回を数えた。名古屋測候所では、これらはほとんど感知されなかったというが、二一年から二四年の大地震以前の各年の地震回数は五回、六回、七回、八回と増えており、とくに二四年一〇月二五日には震度四の地震が二度も起きていた。また、大地震の前日の『扶桑新聞』は、遊郭で遊んでいた酔客が屋根から落ちて重傷を負ったことを伝えて、まさか「地震の前兆でもあるまいが」という言葉で記事を締めくくった。それは偶然の符合でしかないとしてもなにかの予感が世情に漂っていたことは推測できる。もちろん、このことからさらに大きな地震の発生を予知することは、さらに不可能なことであった。また、「水火風震の難」にあって困窮する者への救済策として備荒儲蓄法（一三年六月）ができてはいたが、大規模地震が発生したときの対処が十分にできる水準のものではなかった。

第八章 明治後期の社会生活

第一節 濃尾地震と市民生活

濃尾地震の発生とその被害

明治二四年（一八九一）一〇月二八日午前六時三八分五〇秒（名古屋測候所観測）大地震がこの地を襲った。上下動は四秒後、水平動は一〇秒後に烈震となり、この時点で地震計は測定不能となった。地震の震源地は岐阜県揖斐川上流の大野郡（現 本巣郡）西根尾村大字能郷付近、規模はマグニチュード八・〇（『明治二十四年十月二十八日濃尾地震の震害と震度分布』では八・四）であった。

以後、名古屋での余震は同年末までに大小一〇一〇回起こり、三〇年まで絶えることなく続いた。なかでも、「大震災の一カ月目にふたたび大地震がくる」との流言が人びとを不安にさせていたが、当の一二月二八日に起こった烈震と、明けて二五年の正月三日午後四時過ぎに起こった、余震中最大級となった激震は正月気分を吹き飛ばし人びとの不安をかきたてた。しかし、市や警察の説諭、「地震の事たる、測候所に於ても予報するに能はざるもの」だから浮説に惑わされるなどの愛知県知事の諭達もあり、また余震の回数も減っていったことから、こうした不安はしだいに収まっていった。

この地震のため、多数の家屋が崩壊し、それによる圧死者や負傷者が続出した。全市二七七町のうち二六二町で被害があり、倒壊は免れたものの何らかの被害を受けなかった住宅はないような状態であった。各地で火災も発生し倒れた家屋の下で救助できず焼死した者も多かった。なかでも注目されたのが煉瓦造りの建物の崩壊で、名古屋鎮台、県庁、裁判所、郵便電信局、紡績会社、電灯会社、学校等の「築造堅牢」「高等」「壯観」の建物に被害が多かった。このことから、今回の地震の大きかったことの証明とする論調が多かったが、「重量のある物ほど損害も大なるが如し」という観察、さらには身体への被害についても、日本家屋がつぶれたことによる傷は主に「背骨腰骨等を挫じき或は手を折りたる位」なのに、煉瓦建築物による被害は「多くは頭部にありて其モータルは深く疵口に入りて洗滌すれども全く之れを除き去ることを得ず其内追々膿を生じて遂に救うべからざるに至るもの多し」（『愛知岐阜大地震の惨状』）との報告は注目に値する。名古屋郵便電信局では、崩れ落ちてきた煉瓦で人びとは「頭を割り腕を折り身を破られ」た。同じく煉瓦造りで「宏壯にして堅牢」と見えた熱田の尾張紡績会社では、夜勤者と昼間勤務者の交代時刻午前六時一五分の直後の激震で二階が崩れ落ち、交代したばかりの工男一〇〇人、工女三五〇人に多くの死傷者が出た。同社の損失と修繕費用等は八〇万円に及んだ。同社はこの建物の再建にあたっては「日本家屋の平屋」建てとした（『扶桑新聞』二四・一二・一一）。

この地震の被害は震源地に近い岐阜県美濃地方で大きかったが、名古屋地方では熱田・下之一色・烏森・岩塚・万場・日比津で目立った。被害の状況は、愛知県の合計で死者は二六三八人、負傷者は七七〇五人、住家全壊三万九〇九三戸、半壊三万二〇五九戸であったが、主な町村について見ると、以下のようであった。

	死者	負傷者	全壊	半壊
名古屋	一九〇	四九九	一二六一	一六〇三
熱田	八九	一三五	四三〇	七九〇
下之一色	四二	八一	六一八	三五〇
日比津	五	一四	二〇七	四八
織豊	一〇	一四	二〇〇	二〇二

（愛知県警察部『震災記録』による）

一般に、地震による死者は、建物の倒壊による圧死と、その後に発生する火災による焼死が多い。いずれも発震時が人間の活動のどの時刻にあたるかによって変動する。濃尾地震は、のちの三河地震（昭和二〇年 一九四五 一月三日の深夜、午前三時半に発生）と比べて死者数が少ないといわれるのは、人びとがすでに社会的活動をはじめていた時刻であったことによるのであろう。しかし他方では、寺院の崩壊もかなり見られ、そのため朝の説教に参集したまま「敢えなき最後を遂げた善男善女」（『愛知岐阜大地震の惨状』）も各町村に少なくなかったといわれている。火災の発生は名古屋市内で二〇カ所あり、巾下・上宿辺りでは地盤が割れて砂水を「一丈五尺余（約四・五メートル）も高く噴出し堀川沿いでは舟の衝突で橋が損傷し、納屋橋は馬車の通行禁止となった。

この震災での死者は、名古屋では総数一九〇人で、性別は男九一、女九九であった。名古屋周辺部では、男一に対する女の比率は愛知郡、西春日井郡、丹羽郡で一・八、葉栗郡で一・五、中島郡で一・三等と男女の差がかなり大きかったが、その理由についての分析を見つけることはできなかった。また、死者の年齢別構成についても不明である。ちなみに、平成七年（一九九五）の阪神淡路大震災では、死者の年齢別構成への関心が高く、六〇歳以上が五三パーセントを占めたことが注目されたが、奇妙なことに性別構成についてはほとんど目が向けられなかった。また今回の地震では、人的被害を出した建物としては洋風建築でなく老朽化した和風の長屋が注目された。

第八章 明治後期の社会生活

第一節 濃尾地震と市民生活

被災者の避難生活

早朝の地震で怪我をした人びとは病院に押し寄せたが、そこも人手不足、薬品不足で十分な手当が受けられる状況ではなかった。また、住む家を失い、あるいは繰り返し起きる余震におびえ、損傷を受けた家にとどまることができない人びとは、各自の家の前や前島、笹島、名古屋城近辺、熱田神宮、都心部では広小路はもちろん多少でも空地があるところでは、戸障子・ふすま・畳・幕敷物などで四方を囲んで小屋を建て幕をめぐらしてわずかに雨露をしのいだ。自力で生活できない人びとは、市役所が市内一九カ所（『地震聚報』、『震災記録』では一四カ所）に設置した「救難所」に収容されたが、いずれも狭隘なため、三〇棟の増設要求が出されていた（『震災記録』）。なかには、南祢宜町の宮池某のように、約三畝歩（約一〇〇平方メートル）の所有桑畑の桑数百株を刈り払い、一〇〇枚余の蓆を提供して罹災者一三八人に避難小屋掛けの場を提供した人もあった。

食事も割れ鍋、割れ釜を集めてわずかに餓えをしのぐ者が多かったが、それもかなわぬ人びとのために、市は震災の日の午後四時までに市役所等市内四カ所の炊出所を設け、さらには警察署分署でも食事を提供した。名古屋市による炊出しの受給者は一七〇〇余人（一月初め）、熱田町の救済対象者は一二〇〇人に及んだ。しかしこれも十分でなく、「飢渴して相闘う」者もある状況であった。この炊出しは一月七日からは白米を与える形となり、生活自立ができてきたことを示した。

また、夜になると盗賊が現れ放火してその混乱に紛れて盗みを働こうとし、現に市街各所の倒壊家屋に放火する者があったため、毎夜七、八人の住民が一団となり、拍子木・鐘太鼓を打ち鳴らし、「火の用心」と唱えて呼び回り、なかにはブリキの缶に小石を入れて地上を引き歩く者もいて、「其賑はしさと喧しさとはいかに耳を覆うばかり」であったという。

この間の警察の対応は状況の把握のもとに、倒壊家屋の家財盗難予防、飲用水の注意、河川の堤防決壊への注意の喚起、「建築歴史其他ノ学問上参照二供スル必要」から被害現場の写真の撮影、「自己ノ危難ヲ顧ミズ急救（ママ）シタルモノ」その他の「特志者」の調査、米等の必需品の買い占め注意、演説会・興行等の当分中止の措置、罹災にことよせて北海道への移住や婦女の娼妓稼ぎを勧誘する者が多数流入してきていることへの注意、人力車の運賃をつり上げることの取締り、単身者・寡婦等の救護、救済金等を手に入れた住民を飲食やばくちに誘う者の取締り、被害状況調査等、大小・多様に展開された。なかには震災により「廃疾無告ノ窮民ヲ生シタルハ其数挙テ数フベカラザルノミナラズ従前ノ鰥寡孤独廢疾者」も今後救恤の必要が出てくるので住所、氏名等を調査申告するようという指令も出されていた。他方で生計の道を失った「細民」が街路で露店を出すことについては黙許するなど、取締りをゆるめることも見られた。物価については暴騰の恐れがあり、米・タバコ・瓦等に現にその動きもあったことから、震災前後の価格変動、物資移入の状況の調査、日雇賃金や人力車運賃についての取調べと平常に復させる措置を執ることが、警察署長に指示されている（以上、『震災記録』）。

軍隊（第三師団・師団長桂中将）はといえば各連隊を罹災地に派遣し、生き埋めになった人の救出、消火活動での消防への協力、救難所での炊出しへの支援、毎夜間の非常警戒、監獄警備等、警察・消防の手の及ばないところをカバーした。前述のように火災の発生は市内で二〇カ所あったが、焼失家屋は二棟にすぎず、岐阜と比べて火災による被害は小さかった。また、盗難の被害もわずかであったが、その理由として、歩兵第六連隊、第十九連隊の兵が市内を絶えず巡視し、消火や防犯に努めた結果といわれた。他方でかねて予備兵の召集が行われることになっていたが、この地震の翌日、尾張・美濃両地域については異例の召集取消しがなされた。「人民の情実を酌」んで召集を取り消すといったことは軍隊にとっては先例のないことであった（『地震聚報』）。しかし当日、実際には四分の三の予備兵が召集に応じて参集した。師団長はその心がけをほめ、罹災を慰問し、旅費を渡してただちに帰郷させた。一二月六日には、第十九連隊の兵も師団に戻った。

当初は不足した医師、看護婦についても各所からの応援により治療もすすんだ。その

ため、一月四日には医科大学長より一六名の医学講習生の派遣の通知があったが、「当局者」がそれを断っている（『扶桑新聞』二四・一一・六）。これについては、「救療の道未だ全からず看護の法未だ行き届かざるものすこぶる多き」状況においてなぜ拒絶するのかと、「当局者の猛省」をうながす記事があることにも触れておかなければならない（『新愛知』二四・一一・一一）。他方で、地震学者、工学士、さらには東京大工職組合の二名らが地震や建築に関わる研究のために当地を訪れている。記録写真を残すため、市内の写真家宮下欽、中村牧陽、谷房吉らが公私の依頼を受けて活躍した。他方、着飾って被災地を見物にくる者もあり、瓢を携えている姿は被災民を憤激させた。また、人命救助等にあたった「特志者」の数は、警察の調査では一五〇〇人余に及んだが、なかには警察に賞与を催促する者もあった（『扶桑新聞』二五・一・一四）。

第八章 明治後期の社会生活

第一節 濃尾地震と市民生活

市民生活・産業基盤の破壊と混乱

地震は道路・橋梁等の社会的共同消費手段を破壊した。しかし、電気・ガス・上下水道といった生活に直結する消費手段はまだ発達していなくて、自給的な部分が多く残っており、また行灯、提灯等も用済みとなって破棄されるところまではいっておらず活用された。そのため灯油、ロウソクの払底、価格騰貴が起こった。火災の恐れがあるということで洋灯（ランプ）は禁止された。

他方で、全国土の中間に位置する地域としてより広域の鉄道・通信等では、大きな支障が出ることとなった。東海道線は、最初東浜松まで不通であったが、二九日午後になって岡崎以東は開通した。しかし名古屋以西は、木曾・長良・揖斐の三川に架かる鉄橋が切断、陥没したため、簡単には復旧できなかった。震災地の東の入口となった岡崎は、東京方面より名古屋地方に赴く旅客の集まる場所となったが、旅館は数軒しかなく、しかも「台所まで客を詰め込みて立錫の地さえ余さず」といった状況であった。人力車も出払い運賃も高騰した。しかたなく徒歩で行けるところまで行こうとする旅客が多かったという。関西方面では、熱田港から汽船で四日市に渡り、そこから関西鉄道で草津に出ることにより当日中に京阪に達することができるため、乗客が急増した。

名古屋郵便電信局は崩壊したが、電信機械は取り出されて一時は栄町の路上に据え付けられ、ついで同所の巡查派出所に移されて業務を遂行した。上京中の岩村知事の呼び戻し、宮内省からの熱田神宮の安否問合せ等に活用された。取扱い対象を官報と至急私信に限定したにもかかわらず同所の前には発信を求める人びとが群れをなした。

地震による大量の生活手段の破壊は各種の物資不足をもたらし、物価騰貴を呼ぶことになった。一〇月三〇日になると白米の値段は一升（約一・ハリットル）八銭から九銭二厘に上がり、米商人は売り控えを行った。市内のある米商人はこの機に乗じて一升一二銭五厘に引き上げ警察に説諭された。その帰途、衆人に押し倒され殴られる事件が発生したが、止める者は一人もなかったという。タバコについても、それまで二銭で売られていたものが二銭五厘になり、屋根瓦、木材も売り惜しみが頻発し価格が急騰した。木材については、御料林材が払い下げられることになったという岩村知事の訓令により、商人たちがあわてて値段を下げた。

労賃、手間賃も急騰した。鉄道の不通により人力車の需要が増すにつれて、法外の運賃を要求する車夫が現れた。そこで名古屋警察署では人力車営業人正副取締を召集して協議し、一里（約三・九キロメートル）につき国道・県道は一〇銭、里道は一三銭、往復は五〇パーセント増し、特別急行は三〇銭等と運賃の上限を定めた。この運賃は状況が落ち着くにつれて下落していった。大工、左官、石工、日雇い等の賃金も急騰し、一日の手間代は大工で一元、日雇いでも五〇銭で引っ張りだことなり、それに夜業、朝の間の手伝い等を加えると、大工の日当は二元、日雇いは一元を下らなかった。しかも、崩壊した建物で至急に取片付けを要するものも多く、仕事量は二年分はあろうということで日雇いに転業する者、他府県から入り込む者が後を絶たなかった。普通で一日五〇銭という収入が得られることから、この地震を「世直し地震」と呼んで喜ぶ者もあった（『震災記録』）。

他方、名古屋市の商工業の被った被害も甚大であった。名古屋商業会議所の調査によれば、直接損害高の最高は呉服太物洋反物で二六万円、間接損害高の最高は酒類で二〇万円（ここでの直接損害高は六万五〇〇〇円）であった。直接損害高が五万円を超えた業種は、呉服太物洋反物のほか、米穀、陶器、薬種、絵具・染料であり、同じく間接損害高が五万円を超えたのは、酒類のほか、呉服太物洋反物、菓子、漆器、漆、元結、米穀、薬種であった。

第八章 明治後期の社会生活

第一節 濃尾地震と市民生活

差し伸べられる救援の手

この地震の被害の大きさが伝わると全国からさらには海外からも救援の手が差し伸べられてきた。とくに皇室からの下賜金は大々的に伝えられた。まず一〇月三十一日に、天皇・皇后より「人民救恤の資として」愛知県に三〇〇〇円が下賜され、実情視察のために北条氏恭侍従が遣わされた。さらに被害の報告を受けて、同日あらためて一万円が追加下賜された。翌十一月一日、視察のために来名した総理大臣松方正義を旅館に訪ねた県会議長内藤魯一は、県民を代表して「県民一同只感泣して、天恩の優渥なるを拝謝」と述べた。被災民の苦悩を和らげ被災民を苦しめる物価急騰の原因となる一部商人の暴利を抑えるために、「天恩の優渥」が繰り返され、「感泣する」人民像が演出された（口絵参照）。

この被害の復旧が県の力では不可能と見た政府は、十一月一日に勅令二〇五号をもって「人民の非常なる不幸を救済するが為に又破壊せる河川堤防の工事緊急を要するが為」に、愛知県に七五万円（同じく岐阜県に一五〇万円）の臨時支出を認めた。さらに、窮民の救済に愛知県の備荒儲蓄金では到底足りないことから、知事は中央備荒儲蓄金に一四万円の支出を要請した。県の備荒儲蓄金からは、十一月一〇日までに名古屋市に対して七八七五円〇一銭六厘、愛知郡には一三〇〇円、中島郡には一万五八〇〇円等が交付された。

各新聞社も競って義援を呼びかけ義援の金品も各地から寄せられた。尾張に縁の深い侯爵徳川義礼は五〇〇〇円を拠出した。宗教関係では、大谷派本願寺、三河国大谷派有志、曹洞宗管長らが義援金を贈り、大谷派本山は被災した末寺門徒を見舞い、真宗高田派は別院において震災者追弔会を行った。出雲大社本院も義援金募集に着手した。基督愛知教会（名古屋市久屋）は同所に基督教徒救済仮事務所を開設した。第三師団名古屋衛戍将校一同は罹災窮民に二五〇円を義援し、一般将兵の寄金も多かった。島根県松江の白潟尋常小学校生徒五二三名からの拠金は名古屋市各尋常小学校生徒に対して贈られた。横浜西波止場の組合車夫五〇余名も義援金募集を行った。

横浜駐在の清国領事から在留同国人の義援金として一七〇七円を、同清国理事、同理事の勧めに賛同した同国人一五七名は一八二〇円を、中華会館は二〇〇円を、拠出した。横浜港在留外国人は、ジャパン・ヘラルド新聞社が募集した外国人有志義援金の第三回までの合計三六八六円と、その他衣類等を贈った。スイス総領事アジュメリンは自己の寄金にオーストリア、ハンガリー、ベルギー、フランス、イタリア、ポルトガル、ロシア、スペイン、アメリカ合衆国の各領事、スイス副領事の寄金を加えて一三五円を義援した。横浜在住の印度豪州支那銀行代理人は義援金を贈り、上海居留欧米諸国人数名は広く居留欧米人からの募金を集めるための活動をはじめた。このような国際的な支援は、条約改正問題、震災五カ月前に起こったロシア皇太子襲撃（天津事件）等の国際的緊張のなかでは目を見張るものがあり、「内国人の却って及ばざる程」（『扶桑新聞』二四・一一・一七）であった。それは国際関係の多様化と交流の深まりを反映するものであったが、とにかくわが国にとっては「前代未聞」のことであった。国際的な義援の窓口となった神奈川県庁は、金品配送の委託を受けるとただちにこれを送ったが、お金については三井銀行が、物品については日本郵船会社が手数料なしで引き受けた。

このほか各地の「慈善家」が愛知県庁に託した義援金は、十一月二日までに六万一千八七五円余に達した。また、全国各新聞社が集めた義援金の総額は十一月二七日現在、五三社・一四万一千三九三円に及んだ。親王妃、華族夫人、大日本婦人衛生会、仏教婦人会等よりの衣類の寄付も多かった。塩町の米仲買人は食事サービスを行った。こうした善意が多数寄せられたが、新聞社の義援要請の対象は、「財産的資格の為に、中流以上に位する幾多の所謂紳商紳士」や「帝国の貴族」に向けられ、これら階層の持つべき「公義心」に訴えるものであった。こうした多くの市民の支援があったとはいえ、被災者が多かったせいかのちに県の総務部消防防災課が行った調査のうち、「見舞（品）の有無」では「今日のように色々の品物は何もなかった」が圧倒的であった。

こうした救済事業はもっとも困窮している市民がまず対象とされる。そのため震災前は「中等以上の生計」を営んでいたが、震災ですべてを失ってしまった者への対応が十

分でないという不満もあり、資金貸与の陳情も行われたが、政府からの回答は得られなかった。

中央備荒儲蓄金からは一万三三七六円九五銭、市部備荒儲蓄金からは一万一八〇〇円六三銭が拠出された。救済金仮配当については県が基準を定め、都市への配分、郡より町村への配分も同じ基準で行うことになった。それによると、配分対象は、住家全焼、住家全壊、住家半焼、住家半壊、死亡で、住家全焼一戸を五個とし、全壊は二個、半焼・半壊は各一個とし、死亡者は一人を一個、負傷者は一人半個として計算された。一個の金額は八三銭八厘、名古屋市への配当分は一二四一円八一銭二厘であった。小屋掛料については、家屋全壊は六円以上、半壊は三円以上であった。

第八章 明治後期の社会生活

第一節 濃尾地震と市民生活

濃尾地震の残したもの

濃尾地震はその震動の強さと規模の大きさにおいて特筆すべきものであったが、他方では明治維新後の日本の近代化の過渡期に起こったことにより、その被害と支援のあり方に特異な性質を与えることになった。その特徴をあげれば以下のものであった。

その第一は、近代国家の建設を科学の基礎の上に行おうとの熱意が見られ、それが国家による自然観察（地震観測を含む）体制づくりとして具体化されてきていた。その目標は研究の発展による生産の発展、生活の安定、人間の健康の保持・増進等にあった。地震研究についてはすでに明治一三年（一八八〇）に日本地震学会が、そして一九年に東京大学に地震学講座が開設されていたが、現実の社会ではわが国の地殻の持つ特質の解明なしに西洋風の煉瓦造りの建物が直輸入で建築され、今回の地震でそれが大きな被害を受けることになった。景観の威容と防火に威力を発揮する建築物を耐震構造にする研究が急がねばならなかった。飯田汲事によれば、この「耐震構造」という言葉自体がこの地震の教訓から生まれたものである。二五年六月に震災予防調査会が文部省に設立されたが、この調査会の行った研究は今日でもなお重要な地震対策の文献となっており、この地震は地震学の前進に寄与するところが大きかった。地震予知は二一世紀を迎えようとする今日なお日の目を見ないが、災害から何を学ぶかが大切であることを教えている。

第二は、地震の惨状が全国に伝わると同時に、この情報はわが国に在留する外国人の手によって国境を越えて広がり救援活動が国際的な規模で展開していったことである。これらの外国人はとりたててこの濃尾地方に関わりがある人たちばかりではない。その意味では、それは日本人に対する友情のしるしであり、あるいは後進国民救済という市民的感情の表明であったのであろう。国際関係という点では、これは関東大震災の場合と決定的に異なる点である。普通の日本人が国際社会のなかにあることの幸せを自覚させられた最初の事件であったといえよう。

第三は、こうした国際社会のなかにあることを意識させられた事件であったとはいえ、国内的には震災への政策的対応はすぐれて新たな天皇制国家体制の確立・強化をめざすものとして活用されていった。天皇とその政府が国民の庇護者で崇高な支配者であることが強調され、警察は社会秩序維持のための装置として最大限にかつ自覚的に活動した。当時被災地には復旧事業等で多くの土方人夫が集まっていて喧嘩や争いが起こり、また、衰耗した民力の回復を図ろうとして「政府二対シ各種請願ノ運動」が起こるおそれがあるので、これらの集会の状況を視察し監察するため、被害の少なかった地域の警察署の次席警部を一名ずつ召集してこの事務にあたらせている。そして、請願または配当金等に関し「多数集合不穩ノ拳動」がないよう予防に努めさせ、「其危険甚タシキニモ拘ハラズ延期ノ説諭ニ肯ンセサルモノハ保安上強テ差止ムヘキ旨ヲ各警察署長ニ内示」している（『震災記録』）。

第四は、この震災当時は、災害救済は貴族や資産階級の者が第一に行うべきものとの観念があった。もちろん、実際に救援寄金の呼びかけに応えた有志の人数においては、庶民同士の支援の面が圧倒的であったし、兵士からの義援金も多く寄せられていたが、なお、身分社会の影響をうかがわせるとともに、庶民による助け合いが「義」として受け止められる社会であることを示していた。

第五は、これだけの規模の災害はそんなにいつも来るわけではないが、それだけにその教訓の継承は大切であるとともにその継承が難しいというジレンマを抱えることになる。つらい体験からは、忘れることで立ち直ることが多いが、日常の備えを維持するための方法を編み出すことが必要である。それは一方ではハード面での安全な都市づくりであり、もう一方はソフト面での安全への備えである。これは一般に言い伝えや警え話として継承される。

前者では、道路の拡幅の要望と、とくに煉瓦造りの建物の場合は道路から二間（約三・六メートル）離して建ててほしいとの要望が出ている。建築物の耐震構造という点ではその後大きく進歩してきたことはいうまでもない。後者では、当時作られた数え歌に、単なる状況の描写でなく維持すべき教訓にあたるものを探すと、以下のようなもの

が見出せるが、教訓として残すべしとの意志は、当時の文献にはあまり感ぜられない。

七ツとせー、何の縁故の無い人も、力の限りに義援する此大地震

十フとせー、兎角身回り準備して、逃道までも気を注よ此大地震

(『明治震災輯録』)